

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	環境局環境管理部環境管理課（環境保全対策グループ）（06-6615-7923）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	指定地域における燃料使用基準遵守命令
概要	いおう酸化物に係る指定地域において、特定工場等以外の工場又は事業場における燃料の使用が燃料使用基準に適合しないと認めるときは、工場等の設置者に対し、期限を定めて、燃料使用基準に従うよう勧告を行い、その勧告に従わないときは、当該燃料使用基準に従うべきことを命令することができる。
根拠法令等 及び条項	大気汚染防止法第15条の2第2項
処分基準	大気汚染防止法第15条の2第1項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000060314.html
備考	